

平成26年9月25日

浜北区協議会委員 各位

浜北区協議会
会長 川上 正芳

平成26年度（9月）第6回浜北区協議会の開催について

平成26年度第6回の浜北区協議会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成26年9月25日（木） 午後1時30分～
- 2 場 所 浜北区役所 北館3階 大会議室
- 3 送付資料
 - ・ 次第
 - ・ **【資料1】** 浜松市新・総合計画（案）について
 - ・ **【資料2】** 浜松市都市計画公園の見直し計画（案）について
 - ・ **【資料3】** 教育文化会館（はまホール）の代替施設の負担軽減について
 - ・ **【資料4】** 市立幼稚園再編の今後の対応について
 - ・ **【資料5】** 「天浜線乗りトクきっぷ800」の発売について
 - ・ **【資料6】** 浜松市浜北体育館の廃止について
 - ・ **【資料7】** 平成27年度区役所費予算要求の概要について
- 4 欠席の連絡について
 - ・ 欠席される場合は 9月22日（月）までに担当へご連絡ください。

◆次回の開催予定について◆

予算要求スケジュールが示されたことに伴い、10月2日に臨時の浜北区協議会を開催する予定です。ご承知おきくださるようお願いいたします。

担当：区振興課 計画・調整グループ 小杉、村松、杉原
電 話：585-1141 FAX：587-3127
E-mail: hk-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

平成26年度（9月） 第6回浜北区協議会 次第

日時：平成26年9月25日（木）午後1時30分から
会場：浜北区役所 北館3階 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 諮問事項に対する答申

浜松市新・総合計画（案）について

【資料1】

(2) 協議事項

ア 浜松市都市計画公園の見直し計画（案）について

【資料2】

イ 教育文化会館（はまホール）の代替施設の負担軽減について

【資料3】

(3) 報告事項

ア 市立幼稚園再編の今後の対応について

【資料4】

イ 「天浜線乗りトクきっぷ800」の発売について

【資料5】

(4) 諮問事項

ア 浜松市浜北体育館の廃止について

【資料6】

イ 平成27年度浜北区役所費予算要求の概要について

【資料7】

3 その他

(1) 浜松市中山間地域アンケート調査への協力について

(2) その他

(3) 次回の開催予定

4 閉 会

資料 1

第 10 号様式

浜北区協第 号

平成 26 年 9 月 日

(あて先) 浜松市長

浜北区協議会

会 長 川上 正芳 印

諮問事項に対する答申について

平成 26 年 8 月 8 日付け浜市協第 119 号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第 11 号様式のとおり

(案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

浜北区協議会

件名	浜松市新・総合計画（案）について
諮問内容	基本構想（浜松市未来ビジョン）及び基本計画（浜松市未来ビジョン第1次推進プラン）の素案がまとまったため、区協議会に諮問を行うもの。
答申	<p>諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。なお、本協議会において次のような意見がありましたので申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 浜北副都心構想は、将来の都市機能の分担、ネットワーク化を浜松市全体の発展につなげることを目的に策定されたものであり、新・総合計画との整合性を図る必要がある。基本計画の3「まちづくりの基本的な考え方」について、②市街地をよりメリハリの効いたものとするため、副都心としての位置付けを明確にしてほしい。2 基本計画の分野別計画⑤「健康・福祉」のうち「人々の「心身の健康と生活」を守る医療の充実」について、「各種がん検診（肺、消化器、乳房、子宮、卵巣、前立腺等）を充実し、早期発見・早期治療を行い、人々の健康と生活を守ります。」の項目を加えてほしい。3 基本計画の分野別計画⑥「文化・生涯学習」の項目について、市の抱える課題に対し市民自身が考えるためにも、市のさまざまな機関を活用した、市民を育てるという意味での生涯学習を盛り込んでほしい。
備考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市新・総合計画（案）について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成 27 年度からスタートする新・総合計画について、市長を座長とする「浜松市未来デザイン会議」において平成 25 年 9 月から策定を進めてきた。</p> <p>基本構想（浜松市未来ビジョン）及び基本計画（浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン）の素案がまとまったため、区協議会へ諮問を行うもの。現在、パブリック・コメントについても実施しており、市議会 11 月定例会へ議案として提案する予定である。</p> <p>策定に当たって、人口減少・超高齢社会の到来、公共施設・公共インフラの老朽化、「想定外」の想定など、認識すべき注意点を掲げ、認識の共有を図った。</p> <p>また、長期的な視野を持ち、将来をしっかりと見通すため、基本構想においては 30 年後の未来の理想の姿を定めた。</p>				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>1 基本構想（浜松市未来ビジョン）</p> <p>(1) 計画期間：平成 27 年度から平成 56 年度まで（30 年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 都市の将来像</p> <p>イ 1 ダースの未来（理想の姿）</p> <p>⇒つくる（創る）、たかめる（高める）、いかす（活かす）、めぐらす（巡らす）、つなぐ（繋ぐ）、みとめあう（認め合う）、ささえあう（支え合う）、はぐくむ（育む）、みのる（実る）、はたらく（働く）、かえる（変える）、むすぶ（結ぶ）</p> <p>2 基本計画（浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン）</p> <p>(1) 計画期間：平成 27 年度から平成 36 年度まで（10 年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 未来ビジョン（基本構想）を受けて</p> <p>イ 都市経営の考え方</p> <p>ウ まちづくりの基本的な考え方</p> <p>エ 分野別計画</p> <p>⇒産業経済、子育て・教育、安全・安心・快適、環境・エネルギー、健康・福祉、文化・生涯学習、地方自治・都市経営</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：平成 26 年 9 月末				
担当課	企画課	担当者	加藤 健太郎	電話	457-2241(内線:2241)

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料2

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市都市計画公園の見直し計画（案）について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>目的：本市における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画している。しかし、都市計画決定したものの整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず長期間にわたって未開設となっているものがある。近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園の開設には今後更に年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性がある。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも変化が生じてきている。</p> <p>このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定する。</p> <p>経緯：</p> <p>平成23～26年度 浜松市都市計画公園見直し計画検討委員会を設置及び庁内幹事会を設置</p> <p>平成26年2～6月 浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針パブリック・コメントを実施</p> <p>平成26年6月以降 浜松市都市計画公園の見直し計画（案）の検討</p>
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>見直し計画（案）は以下の通り。（詳細は別紙参照）</p> <p>①都市計画決定の現状と見直し対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数：189箇所 ・見直し対象：上記のうち未開設区域が残る52箇所 <p>②見直し結果</p> <p> 存続：22箇所、変更：25箇所、廃止：5箇所 （見直し後の箇所数：184箇所）</p>
備 考 <small>（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</small>	<p>今後の予定</p> <p> 平成26年10月10日 都市計画公園の見直し計画公表</p> <p> 平成26年10月10日以降 都市計画決定手続きを実施（都市計画道路の変更に関連するもの）</p> <p> 平成27年度 都市計画決定手続きを実施（上記以外のもの） 都市計画公園整備プログラム公表</p>
担当課	緑政課
担当者	市川、山崎
電話	457-2565

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市都市計画公園の見直し計画 (案)

(抜粋)

平成 26 年 9 月

浜 松 市

1 都市計画公園の見直し計画の目的	1
2 都市計画公園の現状と問題点	2
3 都市計画公園の見直しの考え方	3
4 都市計画公園の見直し手順	4
5 都市計画公園の見直し計画	14
6 都市計画の変更・事業の実施に向けて	85
7 策定の経緯・体制	86
8 用語集	87

1 都市計画公園見直し計画の目的

公園緑地は、緑の拠点として、自然環境の創出、防災機能の確保、スポーツ・レクリエーションの場の提供、潤いある都市景観の形成等、多様な役割を担うことから、その量の確保と質の充実が求められています。その中で都市計画公園・緑地・墓園（以下、「都市計画公園」という。）は、将来の都市像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市計画法で定められた公園です。

浜松市（以下、「本市」という。）における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画しています。

しかし、都市計画決定したものの、整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず、長期間にわたって未開設となっているものがあります。

近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園の開設には今後更に年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性があります。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも、変化が生じてきています。

このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定する必要が生じました。

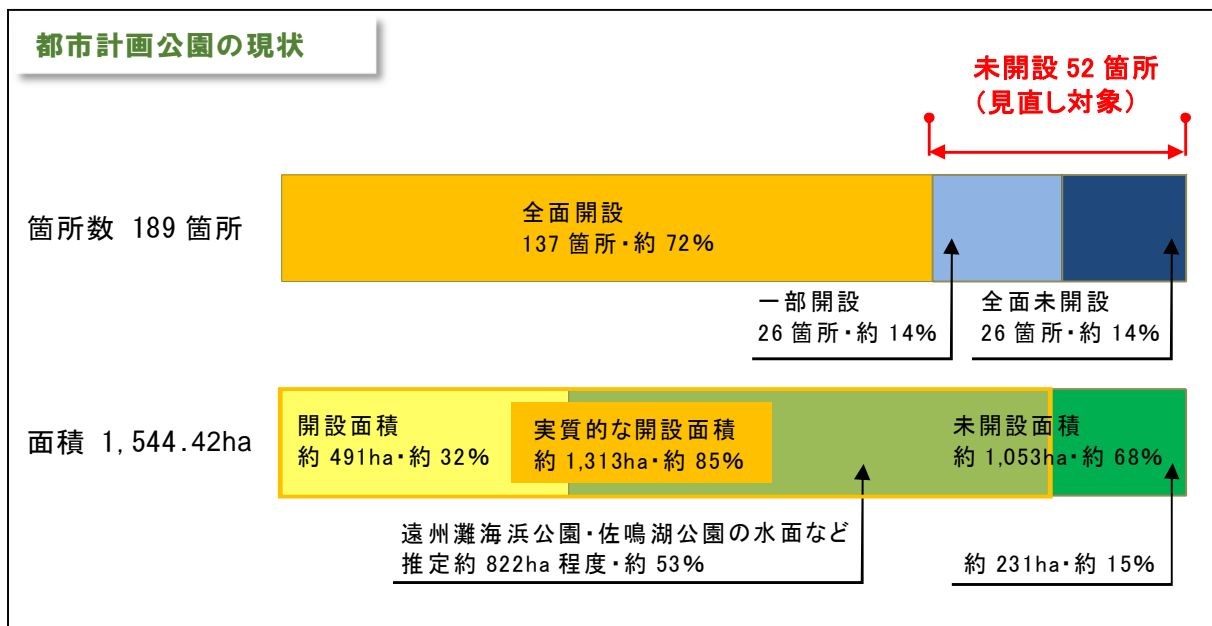
見直し計画は、平成26年6月に公表した「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」のうち、「見直し方針」に基づいて、個々の公園の必要性を検証した結果を示したものです。なお、見直し計画で必要性が確認された未開設区域については、今後、効率的、効果的に整備するために、「整備の優先順位付け方針」に基づいて、事業着手の目途を示す整備プログラムを策定する予定です。

現在、「市民一人当たりの都市公園等面積」の全国平均が10.0㎡（平成25年3月末）であるのに対し、本市は7.83㎡（都市計画区域では8.09㎡（特定地区公園を除く。）、平成26年3月末）と全国水準に及んでいません。今後も公園整備を進めていくためには、選択と集中の考えのもと、限られた財源を活用しながら事業を進めていく必要があるため、本見直し計画を活用していきます。

なお、本見直し計画は、新たな都市計画公園の追加や再配置を検討するものではありません。これらの検討は、今後の緑の基本計画の改訂時において、本市における総合的なみどりのあり方を踏まえて行います。

2 都市計画公園の現状と問題点

市内には 189 箇所の都市計画公園があり、そのうち全面を開設している公園は 137 箇所、未開設区域が存在するものが 52 箇所あります。本方針では、未開設区域が存在する 52 箇所を見直しの対象とします。この 52 箇所の公園のうち、当初都市計画決定から 40 年以上が経過したものは 35 箇所（未開設面積 1,039.38ha）あります。



社会経済情勢等の変化

- ・ 少子高齢社会・人口減少社会の到来
- ・ 公共事業投資の縮減
- ・ 都市計画の見直しの機運の高まり
- ・ 将来都市構造の集約型都市構造への移行

都市計画公園整備の問題点

- ・ 配置及び機能面での必要性の変化
- ・ 建築物の建て替えや土地利用への影響
- ・ 市街化の進展による事業費の増大
- ・ 合意形成の長期化
- ・ 公共事業投資の縮減

取り組むべき主要な課題

必要性の再確認、整備予定時期の明示

**都市計画公園の見直し(見直し計画)と
整備の優先順位付け(整備プログラム)**

3 都市計画公園の見直しの考え方

緑の基本計画における公園整備の考え方

ハード主体の施策（地域や地区、施設などの保全や整備などを主体とする施策）

骨格となるみどりの保全・育成

浜松固有のみどりと文化の伝承

都市部のみどりの創出・活用

産業・経済の活性化につながるみどり

都市公園等整備の方針

都市計画決定済みであるものの未だ整備されていない公園の整備推進

身近な公園の整備の推進

特色のある公園の整備や再整備の推進

既存公園の利活用の促進



都市計画公園の見直しの考え方

■ 上位計画との整合を図るため、適正かつ合理的な土地利用の観点で見直します

都市全体の土地利用や都市計画道路等の他の都市計画等との整合を勘案します。特に、高度経済成長期に市街地拡大を予想して郊外部に配置した公園は、将来都市構造に照らし合わせて必要性を検証し、廃止や縮小を検討します。また、浜松城公園などの本市を代表する公園は、今後も整備や再整備を推進します。

■ 緑の基本計画の計画目標の実現のため、「みどり生活を愉しむ場＝公園」の観点で見直します

日常生活の身近な場所に緑空間を確保することを重視し、不足する地域には、既存ストックを活用して代替施設等を確保するなど、不足する機能の補完を目指します。

■ 市民の生命を守る防災の観点を重視し、配置や規模を見直します

静岡県第4次地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災、減災、復興に寄与する公園を確保することを重視します。

■ 都市環境改善と生物の生息環境の観点で、配置や規模を見直します

地球温暖化防止や都市部の気温上昇の抑止となる公園緑地を保全することや確保すること、身近で多様な生物の生息・生育が期待できる公園を確保することを重視します。

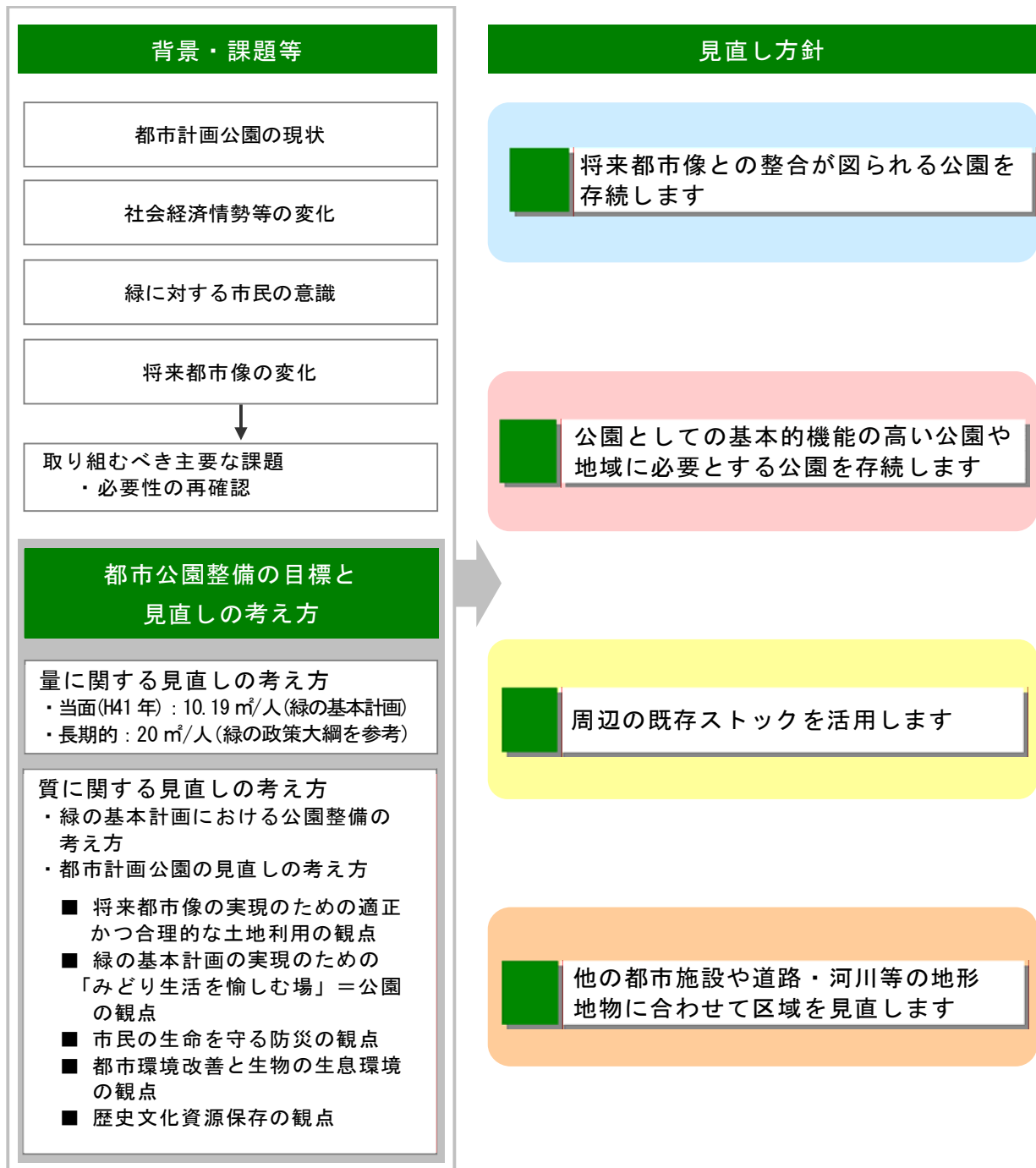
■ 歴史文化資源の保存と活用の観点で、公園を見直します

史跡等で歴史上または学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

4 都市計画公園の見直し手順

(1) 見直し方針

見直しを進めるにあたっては、「背景・課題等」及び「都市公園整備の目標と見直しの考え方」を踏まえ、次の4つの方針に基づいて行いました。



(2) 見直し手順

見直しは、以下の①から⑥の手順に従って行いました。

現状の把握

すべての都市計画公園の現状を把握し、未開設公園・区域を抽出する。

- ① 都市計画公園の現状把握
- ② 未開設公園・区域の抽出

I 将来都市像との整合

③ 上位計画、関連事業との関連確認

上位計画等で目指す本市の姿を実現するために必要な都市計画公園であるか確認する。

- ・上位計画・関連計画における位置づけを確認
- ・関連事業からの必要性を確認（都市計画事業、市街地整備事業等） 等

II 基本的機能・地域での必要性

④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時の都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、必要とされる新たな機能がないかどうかを検証

・計画内容の確認と検証

計画内容の確認を行い、社会情勢の変化による必要性の検証を住区基幹公園と住区基幹公園以外の公園でそれぞれ行う。（誘致圏の重複率、市街化区域やD I D、計画決定当初に求められていた機能、総合公園の必要性、街区公園としての必要性を検証）

・現況から求められる公園機能の検証

地区特性や特に検討すべき公園機能を評価する。（市街化区域やD I D、誘致圏の緑地率、地域制緑地の指定状況、環境保全機能、防災機能、景観機能、スポーツ・レクリエーション機能を検証）

・計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、上記の検証を経て、変更の必要がある場合は、公園種別や規模の変更を検討する。（標準規模との比較、郊外部に位置する住区基幹公園の種別変更、特殊公園・緑地への種別変更、住区基幹公園以外の公園の種別変更を検証）

III 既存ストックの活用

⑤ 周辺の既存ストックの活用

限られた財政状況の中で効率的で重点的な整備を行う観点から、機能を代替できる用地などが近隣にある場合はそれらの有効活用を図る。

IV 他の都市施設等との区域の整合

⑥ 区域細部の見直し

周辺の道路状況、公園の利用実態、区域界の状況に応じて、区域を見直す必要があるか確認する。

存続する
公園緑地

変更する
公園緑地

廃止する
公園緑地

① 都市計画公園の現状把握

都市計画公園の整備状況や管理状況、未開設区域内の宅地化状況、周辺地域の状況について、現況を把握します。

② 未開設公園・区域の抽出

現状把握をもとに、見直しの検証が必要となる未開設公園を抽出します。また、未開設の区域も把握します。

すべての未開設公園を対象として、個別に都市計画の決定、変更の沿革、計画内容の把握、整備状況、管理状況の把握などを行います。

I 将来都市像との整合が図られる公園を存続します

③ 上位計画、関連事業との関連確認

将来都市像の実現に向けて、必要な都市計画公園の確認を行います。

- ・ 上位計画との整合を確認
- ・ 都市計画事業等からの必要性を確認

確認する計画

第2次浜松市総合計画
浜松市都市計画マスタープラン（拠点）
浜松市緑の基本計画
浜松都市計画区域マスタープラン

確認する関連事業等

都市計画事業認可状況
市街地整備事業 等

上位計画、関連事業を確認した後、公園種別ごとに全市的な配置を確認します。また、公園種別ごとに誘致圏図等を作成し、公園が不足している地域を確認します。公園が不足している地域では、都市計画決定を存続させることを基本にするとともに、その地域における今後の公園整備のあり方を検討します。

公園としての基本的機能の高い公園や地域に必要とする公園を存続します

④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時における都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、新たに必要とされる機能がないかどうかを検証します。

a) 計画内容の確認と検証

公園及び未開設区域の計画意図や内容を都市計画決定図書の計画平面図や都市計画決定の経緯(理由)等から確認し、都市計画決定当初求められていた機能を把握します。また、当初求められていたそれらの機能が、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化によって変化し、計画変更の必要性が生じているかどうかを以下の手順で確認します。

a)-1 住区基幹公園の機能検証

●住区基幹公園の誘致圏重複率による必要性の検証

未開設区域が存在する住区基幹公園の誘致圏の重複率を算定して近くにどの程度同様の公園があるか把握し、必要性を検証します。

公園種別		内 容
住区基幹公園	街区公園	未開設の街区公園から概ね250m圏内に整備された街区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	近隣公園	未開設の近隣公園から概ね500m圏内に整備された近隣公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	地区公園	未開設の地区公園から概ね1km圏内に整備された地区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。

●住区基幹公園の需要面からの必要性の検証

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 ・D I D (人口集中地区) 	<p>人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。</p>

a)-2 住区基幹公園以外の公園の機能検証

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による必要性の検証

“a) 計画内容の確認”を踏まえ、都市計画決定当初求められていた機能の必要性を、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化を踏まえて検証します。なお、この検証は、都市計画道路の見直し計画も踏まえて行います。

評価項目	内 容
都市計画決定当初求められていた機能の必要性	計画変更の必要が生じている場合は、当該種別の都市計画公園の必要性を検討します。
総合公園の必要性	総合公園は、都市全域をその誘致圏として設置するものであることから、概ね1時間以内で到達できることが望ましいとされています。また、大都市にあっては、市民が利用しやすい方面別やブロック別に配置することが望ましいとされています。よって、概ね1時間以内で到達できる範囲における総合公園の有無や全市的な配置から必要性を検討します。 なお、本市における現時点の総合公園の一人当たり面積（すべての総合公園が整備された場合）は、14.7㎡/人であり、国の通達で示された総合公園の一人当たりの必要面積である1㎡/人を大幅に上回っていることも考慮します。

●身近な公園としての必要性の検証

住区基幹公園以外の公園については、身近な公園としての必要性を検証します。住区基幹公園が不足する地域においては、住区基幹公園以外の公園も、街区公園のような身近な公園機能が求められます。したがって、計画内容の確認とともに、公園種別によらず、すべての公園の配置状況と身近な公園として必要な機能の整備状況を確認し、住区基幹公園以外の公園について、街区公園に種別変更した場合の必要性を検証します。

評価項目	内 容
身近な公園としての必要性	住区基幹公園以外の未開設の公園から概ね250m圏内に整備され、かつ、街区公園のような身近な公園機能を有した都市公園または都市計画公園が存在しない場合は街区公園としての必要性が高いと判断します。

b) 現況から求められる公園機能の検証

身近な公園の充実を図る観点と公園の基本的な機能を確認する観点から、以下の手順で都市計画公園の周辺と区域内の現況を把握し、公園機能の必要性を確認します。

b)-1 地区特性による必要性の検証

都市計画公園が位置する地区の特性により、その必要性を判断します。判断項目及び基準を次に示します。

地区特性による評価基準

評価項目	内 容
・市街化区域 ・D I D (人口集中地区)	人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。
誘致圏の緑地率	緑地率が低いところは、緑の保全、創出の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	概ね30%(市街地面積に対する緑地の確保目標水準：平成7年7月都市計画中央審議会答申)を目安として、必要性を判断します。
・地域制緑地の指定状況等	無秩序な市街化の抑制を図り、良好な自然環境や居住環境を形成すべき地区に存在あるいは隣接する都市計画公園は、必要性が高いと判断します。
評価基準	地域制緑地(特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、地区計画等)の指定区域及び今後指定する予定の区域に存在あるいは隣接している都市計画公園は、必要性が高いと判断します。

b)-2 特に検討すべき公園機能の検証

「環境保全」、「防災」、「景観」、「スポーツ・レクリエーション」の代表的機能について、現況を確認し、当初求められていた機能が今後も必要とされるか、また、新たな機能が求められるようになっていないかを検討します。

これらについては、個々の都市計画公園を次の基準により確認していくとともに、関連計画を踏まえた各機能の必要性について検討していきます。

必要性の判断基準

評価項目	内 容
環境保全機能	<p>既存の樹林地や河川湖沼のうち、重要な植物の生育地や野生動物の生息等が確認できる場合は、環境保全の機能を持った緑として位置づけ、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、「平成21・22年度浜松市生物多様性情報整備事業」(2009・2010)における現地調査で、貴重種の生息・生育が確認された樹林地等がある場合は、必要が高いと判断します。加えて、貴重種の生息・生育適地として推測されるエリア内にある都市計画公園も、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、まとまりある社寺林や良好な自然環境を有する河川については、保全すべき環境であるため、今後も必要性があると判断します。</p>
防災機能	<p>延焼防止、避難地の確保に重要な役割を果たすと考えられる場合は、防災の観点から今後も必要性があると判断します。</p> <p>具体的には、浜松市地域防災計画において延焼火災危険予想地域に指定された区域にある場合は必要性が高いと判断します。</p> <p>避難地に関しては、浜松市地域防災計画に既に指定されている場合、今後指定される予定がある場合は、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、災害時の救援活動拠点の場としての機能や、復旧・復興支援機能(資材置場やがれき置場)が求められる場合は、必要性が高いと判断します。</p>
景観機能	<p>史跡名勝や天然記念物と一体となった樹林地、鎮守の森またはそれに隣接する区域、河川、斜面地の樹林地、眺望点となる区域、ランドマークやシンボルとなるような区域及び住宅地等における緑の良好な景観を構成する区域などに位置する場合は、景観上、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、浜松市景観形成基本計画に例示されている場合や、現状で良好な景観を有している場合は、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>なお、観賞(景観)などの明確な目的がない水面等については、区域から除外します。</p>
スポーツ・レクリエーション機能	<p>既に、スポーツ・レクリエーションに利用されている場合は、今後も必要性が高いと判断します。利用されていない場合は、計画や周辺状況を確認し、必要性を検討します。</p>

c) 計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、a) 及びb) の検証を経て、変更の必要が生じている場合は、公園種別や規模等の変更を検討します。

●住区基幹公園の面積最適化の検討

評価項目	内 容
標準規模との比較	<p>未開設の住区基幹公園の計画面積を種別毎の標準規模と比較し、過大である場合には縮小を検討します。</p> <p>縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。具体的には、次の事項について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形地物（道路、河川、水路等） ・社寺林や樹林地等の緑との連続性 ・近接、隣接する公共施設や学校等 ・公園の不足している市街地との距離（利用のしやすさ） <p>また、区域を変更する場合は、現在の区域内に、変更後の面積が標準規模程度となるように確保します。</p>

●郊外部の住区基幹公園における種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地境界 ・開設規模 	<p>郊外にある都市計画公園は、現時点で計画されている機能や規模が過大である可能性や郊外部の市街化を助長する可能性があります。したがって、都市機能の集積を図る観点や効率的に住区基幹公園を確保する観点から、これらの公園の最小規模への縮小及び種別変更を検討します。</p> <p>具体的には、市街化区域と市街化調整区域の境界やD I D地区の境界付近に位置する住区基幹公園について、地区公園から近隣公園あるいは街区公園への種別変更、近隣公園から街区公園の種別変更を検討します。</p> <p>区域の一部が開設済みである場合は、その規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、縮小することによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>なお、縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。</p>

●特殊公園・緑地への種別変更の検討

評価項目	内 容
区域内の現況	<p>史跡等の文化的遺産や良好な自然的景観等を有する場合は、特殊公園や緑地への種別変更を検討します。</p>

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・開設規模 ・街区公園としての必要性 	<p>住区基幹公園以外の公園の必要性が低いと判断された場合は、区域の一部が開設済の場合は、基本的にその規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、地域の状況(不足している公園種別等)を考慮して不足する機能を補完することを検討するとともに、縮小する場合には、それによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>また、a-2) で街区公園としての必要性が高いと判断されたものは、身近な公園を効率よく確保する観点から街区公園への変更を検討します。</p>

Ⅲ 既存のストックを活用します

⑤ 既存ストックの活用検証

効率的重点的な整備のために既存ストックの活用を図るため、近隣の整備された公園や用地の有無を確認します。これらの公園等が機能を代替できるか検証します。

● 隣接地や近傍において、既存の公園や整備が可能な用地の有無を確認

都市計画公園の未開設区域の近隣において、既存の公園や整備の可能な用地（空地や未利用地）等が存在する場合、これらが未開設区域に求められる機能を代替できるかを検討します。機能の代替が可能であれば、区域の変更等を行います。

これまでの検証経緯から、判断基準を下記に整理します。

判 定	基 準
存続（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
変更（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められたが、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
廃止（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められなかったもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められたが、代替公園等の存在があったもの。

※「廃止」とは、区域がすべて未開設な場合に、都市計画決定を外すことをいいます。一部開設済みの公園の未開設部分を除外する場合は、「変更」とします。

Ⅳ 他の都市施設や道路・河川等の地形地物に合わせて区域を見直します

⑥ 区域細部の見直し

将来都市像との整合や基本的機能・地域での必要性の検証、既存ストックの活用を検討した結果、仮に存続と判定した区域について、その細部の必要性を検証します。

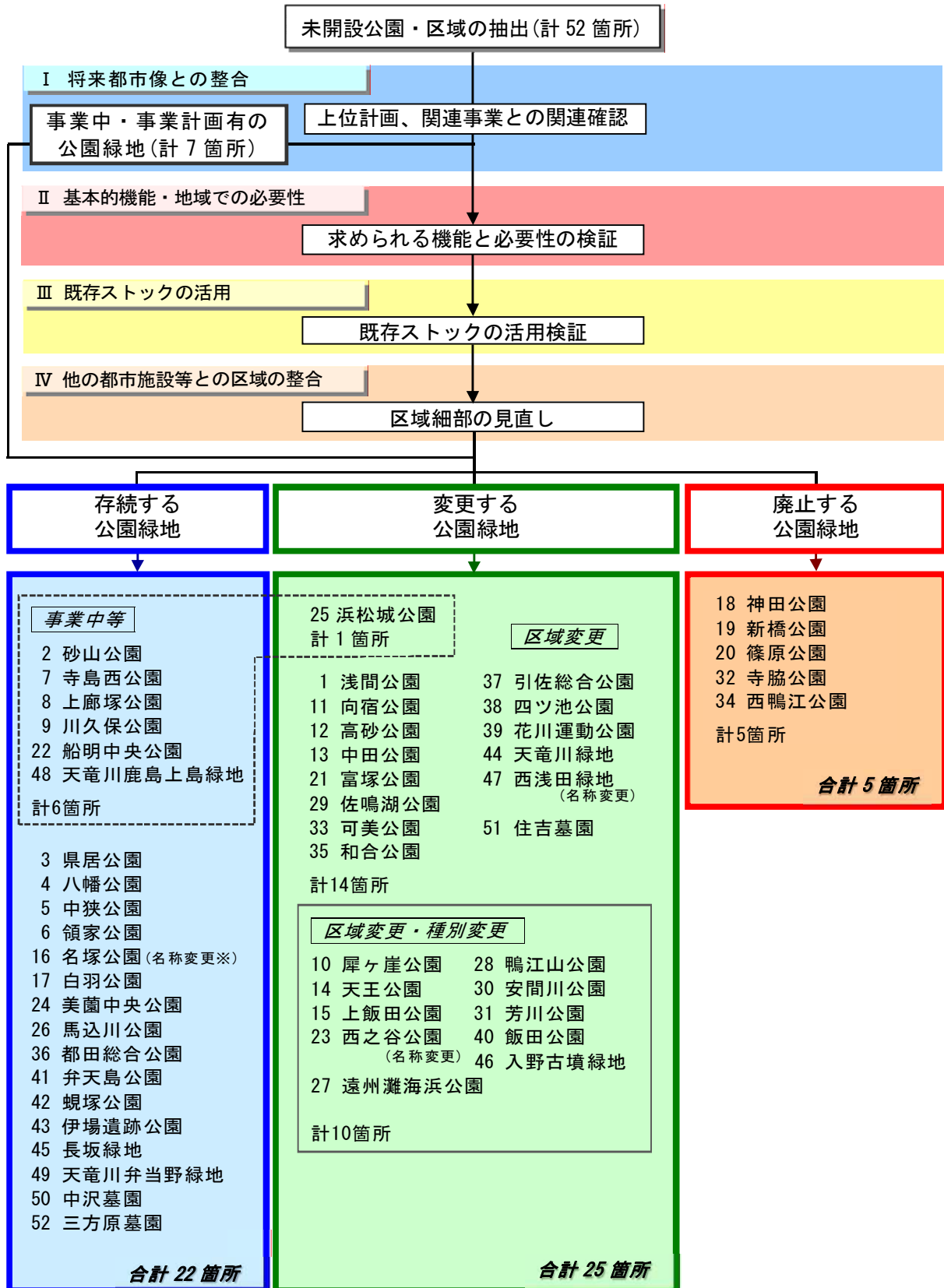
これまでの検証で必要性があると判断された都市計画公園について、未開設区域内に着目して、区域細部の必要性を検証します。特に都市計画道路を含む道路や河川等の地形地物との整合を図ります。主な検討内容は、下記のとおりとします。

区域細部の見直し

評価項目	内 容
他の都市施設等との整合	都市計画道路をはじめとする都市施設との区域界及び地形地物との整合を図るように変更します。なお、都市計画道路の見直しにおいて、廃止候補として位置づけられた都市計画道路に接するものは、その都市計画道路が廃止された場合を想定して区域の見直しを検討します。
利用実態との整合	都市公園以外で供用している区域が存在または隣接している場合は、区域の見直しを検討します。
合理的な区域界の維持	道路、河川等の地形地物等による合理的な区域界になっていない場合は、見直しを検討します。計画区域の縁辺部にあり、道路や地形等によって区切られた街区等で宅地化が進行している区域は、除外しても公園に求められる主要な機能が確保される場合、必要最小限の範囲で除外します。

5 都市計画公園の見直し計画

(1) 都市計画公園の見直し計画の概要



※名塚公園は、今回の見直し結果は「存続」だが、名称変更を行うため、都市計画の手続き上は「変更」となる。

(2) 見直しによる将来的な都市公園面積等の変化

① 都市計画決定面積等の変化

都市計画決定公園の面積は、1,544.42ha から 1,388.70ha に減少します。また、開設率は 31.8% から 35.3% に上がります。

都市計画決定面積等の変化

種別	現況 H26.3.31				見直し後				
	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	減少面積 a-b (ha)
	公園数	面積 a (ha)			公園数	面積 b (ha)			
街区	119	35.12	32.75	93.3	122	35.48	32.95	92.9	-0.36
近隣	28	60.55	28.91	47.7	23	43.74	31.37	71.7	16.81
地区	3	15.60	13.12	84.1	4	25.52	19.73	77.3	-9.92
総合	16	1,078.00	245.32	22.8	10	369.90	174.62	47.2	708.10
運動	3	56.40	45.45	80.6	3	55.26	45.45	82.2	1.14
風致	2	20.00	7.98	39.9	1	6.30	1.52	24.1	13.70
歴史	2	7.70	0.00	0.0	4	8.73	0.00	0.0	-1.03
広域	1	34.60	34.60	100.0	2	707.60	98.19	13.9	-673.00
緑地	12	193.90	74.11	38.2	12	97.34	78.41	80.6	96.56
墓園	3	42.55	8.37	19.7	3	38.83	8.37	21.6	3.72
合計	189	1,544.42	490.61	31.8	184	1,388.70	490.61*	35.3	155.72

※開設面積には、蛸塚公園計画区域内の博物館敷地のように概ね整備が完了している区域や遠州灘海浜公園及び佐鳴湖公園の水面のように概ね整備が不要と見込まれる区域の面積は含まないが、それらを含めた実質的な開設面積は約 1,210ha(開設率は約 87%)となる。

② 将来的な都市公園面積の変化

すべての都市計画公園が整備された場合、一人あたりの都市公園面積は、見直しによって下記のように変化します。

市民一人当たりの面積は 23.84 m²/人となり、長期的な確保の目安とする 20 m²/人(緑の政策大綱(平成 6 年建設省決定))は確保されます。

将来的な都市公園面積の変化

	現況 H26.3.31	将来 (見直し前)	将来 (見直し後)
都市公園面積 (ha) (都市計画区域内)	635.21	1,689.02	1,533.24
都市計画区域内人口 (人)	784,763	643,033	643,033
一人当たり都市公園面積 (m ² /人)	8.09	26.27	23.84

※将来(見直し前)及び将来(見直し後)の都市計画区域内人口:784,763(人)÷行政区域内人口:810,847(人)×将来推計人口(平成 57 年):664,406(人)より算出

(資料:住民登録人口(平成 26 年 3 月末)、浜松市の将来推計人口(平成 25 年 3 月推計))

(3) 都市計画公園の見直し計画（一覧表）

凡例： ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

全 52 箇所（存続：22 箇所、変更：25 箇所、廃止：5 箇所）

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	23
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	24
3	街区	あがたい 景居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	26
5	街区	なかほら 中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	27
6	街区	りょうけ 領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	28
7	街区	てらじまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	29
8	街区	じょうろうが 上廊塚公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	30
9	街区	かわくぼ 川久保公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	31
10	近隣	さいがけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	34
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	36
15	近隣	かみいいた 上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	37
16	近隣	なづか 名塚公園	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
17	近隣	しろわ 白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	39
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	40
19	近隣	につばし 新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	41
20	近隣	しのほら 篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	42
21	近隣	とみつか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	43
22	近隣	ふなびらちゅうおう 船明中央公園	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	44
23	地区	にしのおや 西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	45
24	地区	みそのちゅうおう 美園中央公園	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	46
25	総合	はままつじょう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	47
26	総合	まごめがわ 馬込川公園	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
27	総合	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
28	総合	かもえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	52
29	総合	さなるこ 佐鳴湖公園	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	55
31	総合	ほうがわ 芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	56
32	総合	てらわき 寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	57
33	総合	かみ 可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	58
34	総合	にしかもえ 西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	60
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	61
36	総合	みやこだそうごう 都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	62
37	総合	いなさそうごう 引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	63

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
38	運動	よついでけ 四ツ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	64
39	運動	はながわうんどう 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	65
40	風致	いいだ 飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	67
41	風致	べんてんじま 弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	68
42	歴史	しじまつか 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	73
46	緑地	いりのこふん 入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	75
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	76
48	緑地	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島 緑地	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77
49	緑地	てんりゅうがわべつとうの 天竜川弁当野 緑地	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	78
50	墓園	なかざわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	79
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	80
52	墓園	みかたばら 三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	81

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まず。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積（＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」）と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。

(4) 都市計画公園の見直し計画 (区別一覧表)

凡例: ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

中区 全 24 箇所(存続:10 箇所、変更:13 箇所、廃止:1 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	24
3	街区	あがたい 県居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	26
7	街区	てらしまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	29
16	近隣	なづか 名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
26	総合	まごめがわ 馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
42	歴史	しじみづか 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	73
50	墓園	なかざわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	79
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	23
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	34
21	近隣	とみづか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	43
25	総合	はままつじょう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	47
28	総合	かもえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	52
29	総合	さなるこ 佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	61
38	運動	よついで 四ツ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	64
39	運動	はながわうんどう 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	65
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	76
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	80
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	40

東区 全 4 箇所(存続:0 箇所、変更:4 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	36
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	55
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72

西区 全 9 箇所(存続:3 箇所、変更:4 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
5	街区	中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	27
6	街区	領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	28
41	風致	弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	68
23	地区	西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	45
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
29	総合	佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
46	緑地	入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	75
20	近隣	篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	42
34	総合	西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	60

南区 全 12 箇所(存続:3 箇所、変更:7 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
16	近隣	名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
17	近隣	白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	39
26	総合	馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
43	歴史	伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
15	近隣	上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	37
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
31	総合	芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	56
33	総合	可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	58
40	風致	飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	67
44	緑地	天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72
19	近隣	新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	41
32	総合	寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	57

北区 全 3 箇所(存続:2 箇所、変更:1 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
36	総合	都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	62
52	墓園	三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	81
37	総合	引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	63

浜北区 全 3 箇所(存続:3 箇所、変更:0 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
24	地区	みそのちゆうおう 美園中央公園	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	46
48	緑地	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島 緑地*	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77
49	緑地	てんりゅうがわべつとうの 天竜川弁当野 緑地	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	78

天竜区 全 4 箇所(存続:4 箇所、変更:0 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
8	街区	じようそうづか 上廊塚公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	30
9	街区	かわくぼ 川久保公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	31
22	近隣	ふなびらちゆうおう 船明中央公園	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	44
48	緑地	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島 緑地*	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77

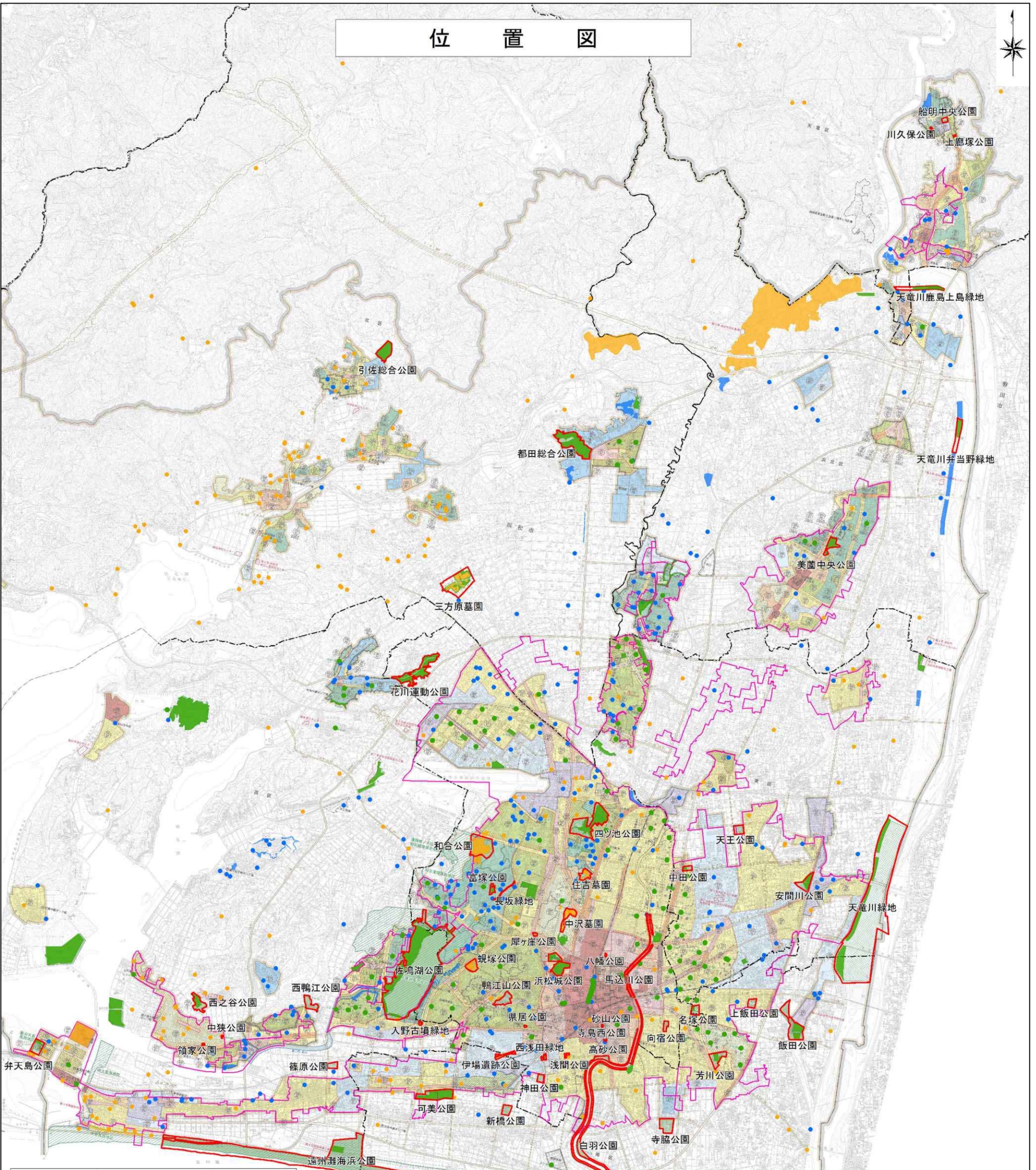
* 2区にまたがって位置する公園

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まず。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積（＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」）と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。

位置図



凡例	
	未開設部分のある都市計画公園
	都市計画公園の開設済区域
	都市公園 (都市計画公園除く)
	都市公園以外の公園等
	区境
	DID

凡例	
	未開設部分のある都市計画公園
	都市計画公園の開設済区域
	都市公園 (都市計画公園除く)
	都市公園以外の公園等
	区境
	DID



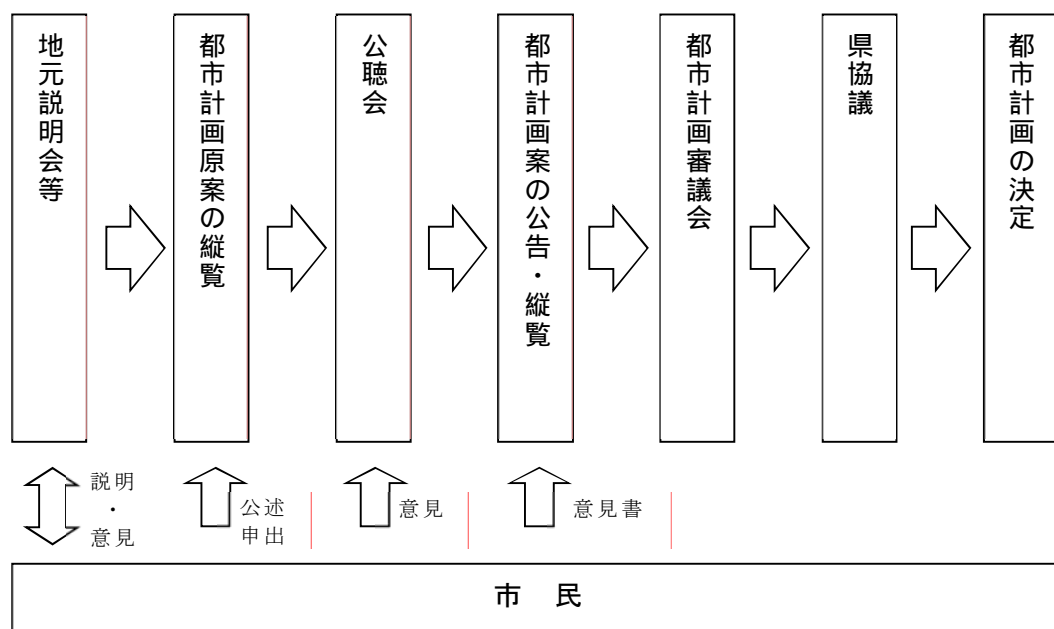
6 都市計画の変更・事業の実施に向けて

(1) 今後の流れ

見直し計画策定後は、地元説明会や区協議会等を経て都市計画原案をとりまとめます。その後、都市計画の図書の作成作業をはじめ、変更手続きに入ります。これらは、以下の流れで進めていきます。

なお、各段階において、市民、地権者の合意形成を図り、進めます。

また、整備プログラム策定後は、1期、2期、3期の整備予定時期に合わせた公園整備の推進に努めます。



(2) 公園整備に向けて

見直しの結果、整備の必要のある公園については、今後策定する整備プログラムに基づき整備を進めます。

各公園の整備内容については、地域住民との協議を踏まえ検討するとともに、整備費の縮減に努めます。

見直し計画を策定するにあたり実施した市民アンケート調査の結果、公園の整備や管理に何らかの形で関わりたいと回答した市民が多くいることから、整備及び維持管理の方法について、市民との協働を進めます。

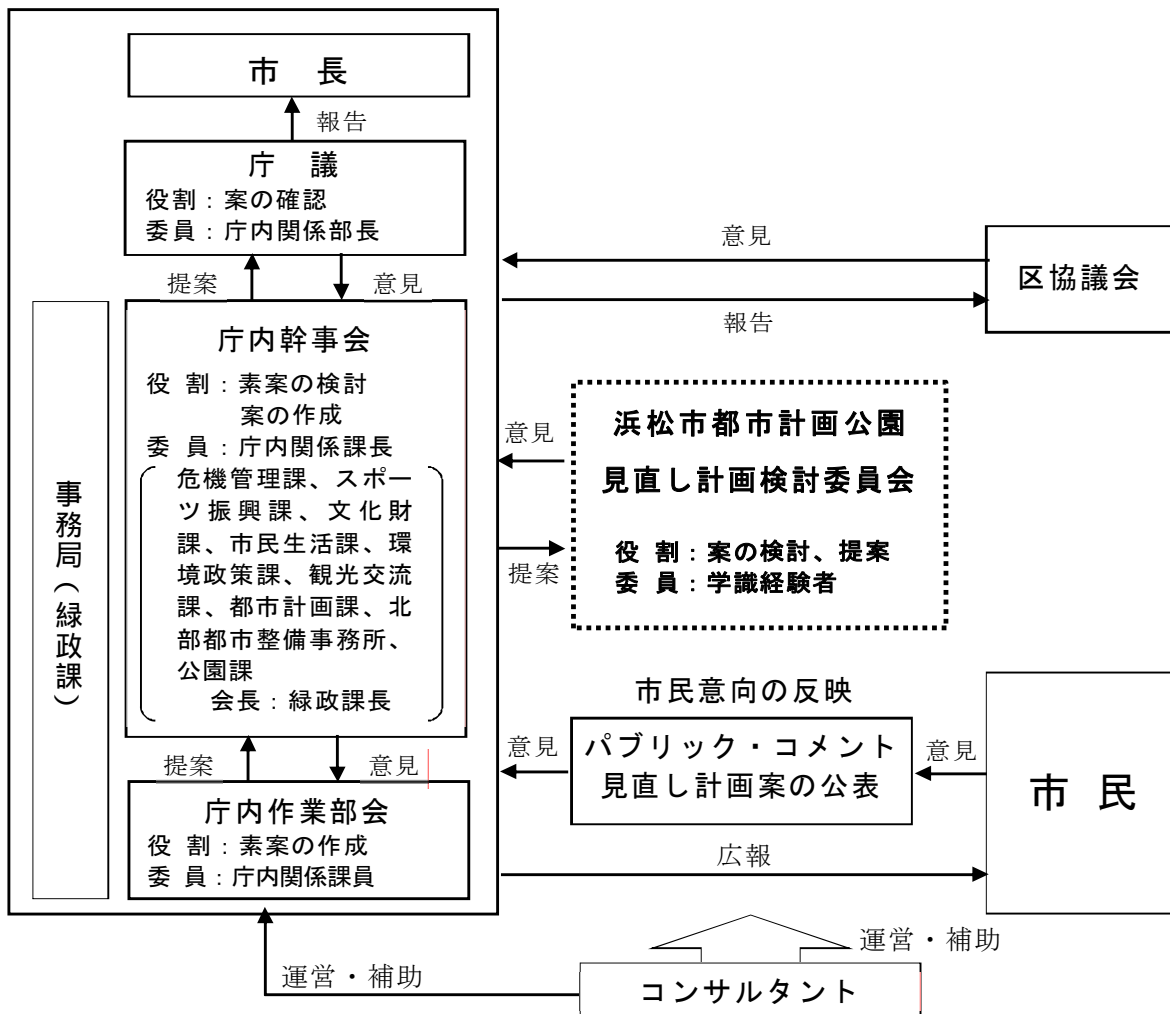
また、今回の見直しによって都市計画公園区域から外れることとなった既存の緑地や保存樹林等については、様々な方法により良好な環境の保全が図られるよう検討します。

7 策定の経緯・体制

(1) 策定の経緯

- 平成 23 年度 浜松市都市計画公園見直し検討委員会及び庁内幹事会を設置
現況・課題を把握、評価方法を検討
検討委員会(3回)、庁内幹事会(1回)、作業部会(3回)
- 平成 24 年度 浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針(案)(以下、
方針案)を作成
検討委員会(3回)、作業部会(3回)
- 平成 25 年度 方針案のパブリック・コメントを実施
検討委員会(2回)、庁内幹事会及び作業部会(2回)
- 平成 26 年度 パブリック・コメントでの市民意見を反映して、方針案を策定・公表
浜松市都市計画公園見直し計画を策定・公表
検討委員会(1回)、庁内幹事会及び作業部会(1回)

(2) 策定体制



浜松市都市計画公園の見直し計画(案)

平成26年9月

浜松市 都市整備部 緑政課

〒430-0946

浜松市中区元城町216-4

ノーススタービル浜松5階

電 話 053-457-2565

ファックス 053-457-2164

メー ル ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	教育文化会館(はまホール)の代替施設の負担軽減について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>概要:教育文化会館は、昭和36年7月に開館した施設である。1,492席の固定席を有するホール機能と防音対策が施された練習室9室、楽器保管庫2室を有している。平成24年度のホール使用率は69.9%で幼稚園・小学校・中学校・高校等によるホール利用が年間112日(利用全体の55%)を占めている。</p> <p>経過:築53年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから平成24年3月「浜松市公共施設再配置計画」において機能は「見直し」建物は「廃止」と方針を公表。平成25年11月、市議会市民文教委員会において、平成27年3月末で、はまホールを閉館することを説明。</p> <p>課題:閉館にあたっては、施設利用者の活動の場の確保及び利用料金の負担軽減について考慮していく必要がある。また、閉館後の、今後の施設のあり方についても検討していく。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>◎教育文化会館(はまホール)の閉館に伴う、代替施設の負担軽減について説明するもの</p> <p>(ア) 活動の場の確保について</p> <p>(イ) 利用料金軽減について</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	説明資料については、別紙参照。				
担当 課	生涯学習課	担当者	鈴木正仁	電話	457-2413

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

教育文化会館(はまホール)の代替施設の負担軽減について

教育文化会館(はまホール)の閉館に伴い、活動の場の確保及び利用料金の軽減を実施します。

経緯と今後の方針

教育文化会館は、昭和36年7月に市民会館として開館しました。平成6年4月、学校や社会教育関係団体の教育文化活動及び成果発表の場として位置づけ、名称も「浜松市教育文化会館」に変更しました。客席数は1,492席、練習室9室、リハーサル室等を有し、平成24年度のホールの使用率は69.9%で、幼稚園・小学校・中学校・高校等によるホール利用が年間112日(利用全体の55%)を占めています。

築後53年が経過し、屋根、外壁、空調設備等の老朽化が進み、建物の耐震性能を表すIs値が、国の規準0.6を下回る0.53であるなど、耐震補強、つり天井の補強対策、石垣補強などに課題があることから、平成24年3月の浜松市公共施設再配置計画において「機能：見直し」「建物：廃止」(移転も検討)としました。

機能については、既存施設を最大限に活用することにより移転し、建物は平成27年3月末をもって閉館とします。練習室については、本年度中に既存施設の会議室等の防音化改修を行います。

閉館にあたり、浜松市の将来の音楽をはじめとした文化の担い手の育成を目的として、学校教育団体*について、アクトシティ浜松のホール利用の優先的な取り扱いによる活動の場の確保と、大幅な負担増となるホール利用料金の負担軽減を行います。

閉館後は、既存施設の利用状況や、改修整備する施設の利用実態等を検証し、廃止、建替え、新設を含めて改めて検討していきます。

*学校教育団体:学校教育法第1条に規定する学校(幼・小・中・高・大学等)

◎ 閉館に伴う対応は以下のとおりとします。

(ア) 活動の場の確保

- ① ホールについては、市内の10施設11ホールを活用。

中区	アクトシティ浜松大ホール、中ホール、福祉交流センター、勤労会館、クリエート浜松
西区	雄踏文化センター
北区	みをつくし文化センター、三ヶ日文化ホール
浜北区	浜北文化センター、なゆた浜北
天竜区	天竜壬生ホール

土日休日のホール利用が不足することから、平日での利用を促進。

→ アクトシティ浜松は、市内の学校教育団体について、平日の演奏会・発表会等の利用に限り24ヶ月前からの予約受付を可能とする。(通常の利用は18ヶ月前から予約受付)

- ② 練習室については、既存施設に加え、4施設9室の会議室等の防音化により対応。

福祉交流センター(第1・第2・第3練習室)

勤労会館(24会議室)、

雄踏文化センター(小会議室、中会議室、大会議室(楽器保管庫8区画))

浜北文化センター(展示室、視聴覚室(楽器保管庫6区画))

・①ホール

(24年度実績)

対応可能施設	はまホール 入場者数	平日			土・日・休			年間計	
		はまホール 使用日数	他施設 空き日数計	平日 不足日数	はまホール 使用日数	他施設 空き日数計	土日休 不足日数	はまホール 使用日数	他施設 空き日数計
雄踏文化センター(604) 福祉交流センター(600) 勤労会館(549)等8施設	802人以下	49	971 (221)	0 (0)	43	191 (36)	0 (7)	92	1,162 (257)
アクトシティ中ホール(1030)	1030人以下	17	74	0	19	7	12	36	81
浜北文化センター(1208)	1208人以下	19	75	0	16	7	9	35	82
アクトシティ大ホール(2336)	1500人以下	18	53	0	23	4	19	41	57
	計	103	1,173	0	101	209	40	204	1,382

* ()内は8施設のうち中区の3施設計

・②練習室

代替可能日数比較(土・日) 単位:日

練習室面積(m ²)	はまホール 部屋数	はまホール 使用日数	代替可能 日数計	アクト 練習室	新しい ホール	クリエー ト	*福祉 交流セン ター	*勤労 会館	*雄踏 文化セン ター	*浜北 文化セン ター
40~100	5	492	559	320	130			31*	78*	
100~150	2	189	292		43	103	12*		76*	58*
150以上	2	159	185		43	8	6*		64*	64*
高気密室	1	55	387	92	295					

・③はまホール楽器保管庫

代替区画数

楽器保管庫	14	計 16		2				8*	6*
-------	----	------	--	---	--	--	--	----	----

注1 *印:新たに防音改修する施設 / 注2.楽器保管庫は区画数の比較 / 注3.クリエートの103日はレストラン撤退に伴う改修

(イ) 利用料金軽減

- ① ホールについては、浜松市の将来の音楽をはじめとした文化の担い手の育成を目的として、学校教育団体について利用料金を軽減。

対象施設	アクトシティ浜松大ホール、中ホール
軽減対象	市内の学校教育団体
軽減内容	大ホールの中規模利用(1.2階1,582席)及び、中ホール(1,030席)で、入場料0~1000円での使用料について軽減
軽減方法	利用料金の5割までの軽減を検討

練習室については、学校教育団体のはまホールでの練習室利用は全体の6.2%であり、はまホール閉館の影響が少ないことから軽減は行わず学校内での確保をお願いする。

①はまホール利用状況

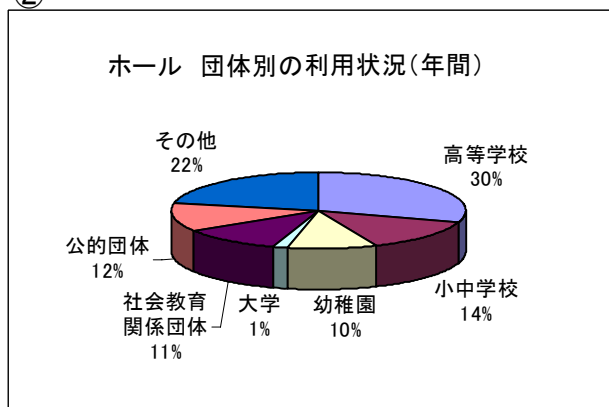
(H24年度)

部屋名	利用人数	利用日数 ^a	利用可能日数 ^b	使用率 (a/b)*100	利用枠数 ^c	利用可能枠数 ^d	稼働率 (c/d)*100
ホール	212,891	204	292	69.9%	498	870	57.2%
リハーサル室	27,177	290	307	94.5%	562	918	61.2%
練習室21号室	24,439	303	308	98.4%	2,621	4,000	65.5%
練習室22号室	24,213	302	308	98.1%	2,569	4,000	64.2%
練習室23号室	13,639	308	308	100.0%	3,302	4,000	82.6%
練習室24号室	4,082	225	308	73.1%	1,313	4,004	32.8%
練習室31号室	18,045	307	308	99.7%	2,960	4,004	73.9%
練習室32号室	17,563	307	308	99.7%	2,848	4,000	71.2%
練習室33号室	21,518	307	308	99.7%	2,933	4,000	73.3%
練習室34号室	21,545	303	308	98.4%	2,693	3,999	67.3%
練習室35号室	30,778	303	308	98.4%	2,555	3,999	63.9%
楽屋1号室	16,327	151	294	51.4%	340	878	38.7%
楽屋2号室	14,681	146	294	49.7%	327	878	37.2%
楽屋3号室	15,795	140	294	47.6%	322	878	36.7%
楽屋5号室	16,306	139	294	47.3%	321	878	36.6%
控室1号室	2,841	156	307	50.8%	373	921	40.5%
控室2号室	2,681	95	307	30.9%	212	921	23.0%
会議室	1,579	75	308	24.4%	416	4,004	10.4%

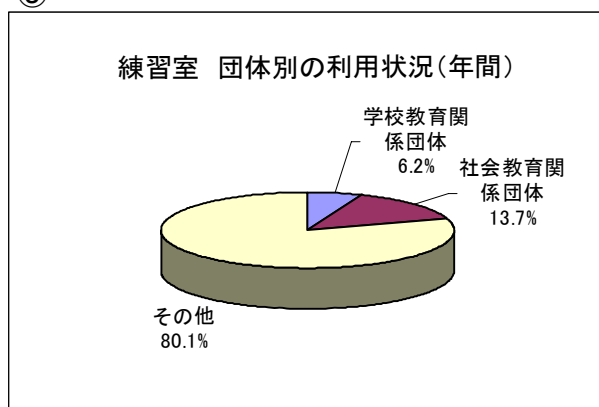
利用人数合計 486,100 人

*ホール、リハーサル室、楽屋、控室は午前・午後・夜間の一日3枠、練習室、会議室は1時間単位の一日本3枠

②



③



アクティシティ浜松 使用料金表

1.受付開始日(大・中ホール、展示イベントホール)

利用内容	受付開始日	
通常の利用	利用日の	1年半(18ヶ月)
3日以上連続の利用 (2区分の貸出で一日とみなす)		2年(24ヶ月)
国際規模・全国規模 または2施設以上の利用(大、中ホール、展示イベントホール、コンgresセンター全館)		3年(36ヶ月)
		前の同日

2.施設使用料

(単位 円)

利用区分			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
大ホール	入場料区分	0円~1,000円	1.2階利用(1,582席)	66,030	98,530	131,040	262,130
			1~4階利用(2,336席)	92,260	138,390	183,440	366,940
		1,001円~3,000円	1.2階利用(1,582席)	92,260	138,390	183,440	366,940
			1~4階利用(2,336席)	131,030	197,120	262,130	524,260
		3,001円~5,000円	1.2階利用(1,582席)	120,540	181,380	241,140	482,290
			1~4階利用(2,336席)	170,890	255,800	340,760	681,530
		5,001円~	1.2階利用(1,582席)	146,770	220,160	293,550	587,160
			1~4階利用(2,336席)	209,670	314,530	419,400	838,800
	営業の宣伝等を目的とする 利用で入場料が無料の場合		1.2階利用(1,582席)	85,839	128,089	170,352	340,769
			1~4階利用(2,336席)	119,938	179,907	238,472	477,022
中ホール	入場料区分	0円~1,000円	47,160	71,280	94,320	188,690	
		1,001円~3,000円	66,030	98,530	131,030	262,130	
		3,001円~5,000円	83,870	125,790	167,750	335,510	
		5,001円~	104,810	157,260	209,670	419,400	
	営業の宣伝等を目的とする利用 で入場料が無料の場合		61,308	92,664	122,616	245,297	

備考 1 練習・準備並びに撤去のため舞台を利用する場合は、この表に定める使用料の7割とする。
2 舞台装置を据え置く場合は、この表に定める使用料の5割とする。(舞台・楽屋等一切使用していない状態)

はまホール 使用料金表(一部抜粋)

利用区分			午前	午後	夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30	9:00~21:30
土・日 休日	0円~1,000円	教育関係団体	21,270	34,480	39,600	95,350
		その他	30,390	49,260	56,570	136,220
平日	0円~1,000円	教育関係団体	14,640	27,860	35,200	77,700
		その他	20,930	39,800	50,290	111,020

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	市立幼稚園再編の今後の対応について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市立幼稚園を将来的に認定こども園へ移行していくためには、各 地域における今後の幼児期の学校教育・保育ニーズ等を踏まえ、閉 園を含めた再編が必要と考えています。</p> <p>しかし、今回の閉園計画を含めた市立幼稚園の再編につきましては は、区協議会からの答申や保護者・地域の皆様からのご意見・ご要 望等を重く受け止め、再編計画の実施については工程を見直すこと とし、今後の状況を踏まえながら対応することとします。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>平成 29 年度末の 13 園の閉園計画については、一旦取り下げ、今 後、平成 27 年度の新入園児募集の状況や地域ごとの保育ニーズの動 向等を踏まえたうえで、市立認定こども園への移行や閉園について 再検討します。</p>				
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)					
担当課	教育総務課	担当者	辻村 得雄	電話	457 - 2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料5

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項			
件 名	「天浜線乗りトクきっぷ800」の発売について			
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【経緯】 天竜浜名湖鉄道沿線に居住している皆様が、四季の魅力あふれる当鉄道をご利用いただけるよう、沿線施設で利用可能なクーポン券付きの200円普通乗車券4枚綴りの回数券が新たに販売される。</p> <p>【目的】 モータリゼーションの進展や少子高齢化等の影響から、天竜浜名湖鉄道の普通旅客数及び定期旅客数が伸び悩んでいる現状がある。同鉄道として、今回、回数券を販売することにより、沿線住民及び沿線企業に対し、鉄道利用の啓発と通勤・通学利用の呼びかけと「潜在的観光目的利用者」の掘り起しによる利用拡大を図る。本市として、地域住民の重要な交通手段である同鉄道の取組を支援する。</p>			
対象の区協議会	北区協議会、浜北区協議会、天竜区協議会			
内 容	<p>(1) 名 称 天浜線乗りトクキップ800</p> <p>(2) 種 類 普通旅客運賃</p> <p>(3) 形 態 200円普通乗車券 4枚綴り</p> <p>(4) 特 典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿線施設で利用可能なクーポン券(200円分)付き ・ 1日フリーきっぷ同様、当きっぷの提示により沿線施設で入園料などを割引 <p>(5) 利用方法 使用時に200円乗車券部分を切り取って乗務員に渡す</p> <p>(6) 利用区間 天竜浜名湖線全線</p> <p>(7) 販売価格 1枚800円</p> <p>(8) 販売枚数 8,000枚</p> <p>(9) 発売場所 天浜線有人駅他</p> <p>(10) 販売期間 平成26年9月1日～平成27年3月31日</p> <p>(11) 適用期間 平成26年9月1日～平成27年8月31日</p>			
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)				
担当課	企画課	担当者	一島 弘明	電話 457-2086

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

天浜線 乗りトクきっぷ800

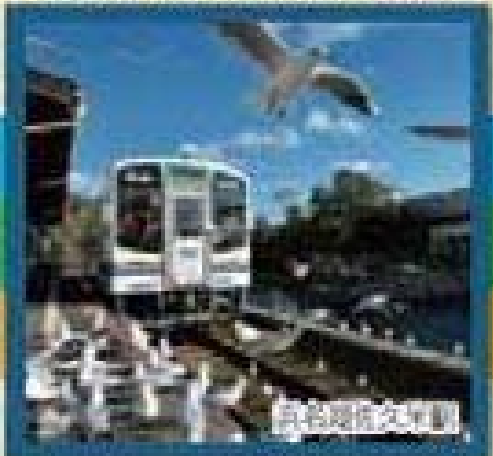
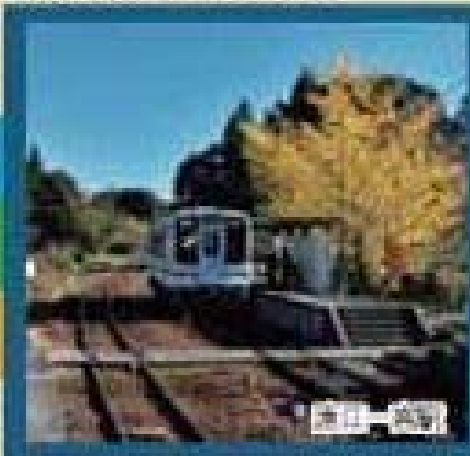
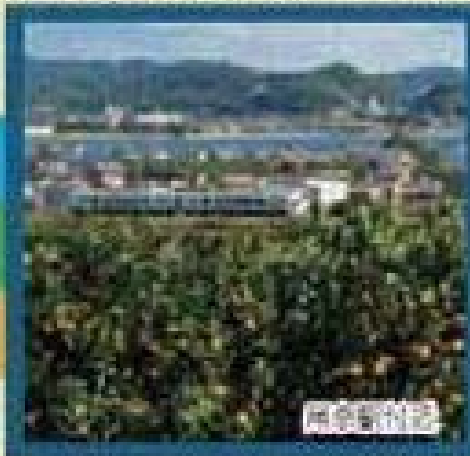
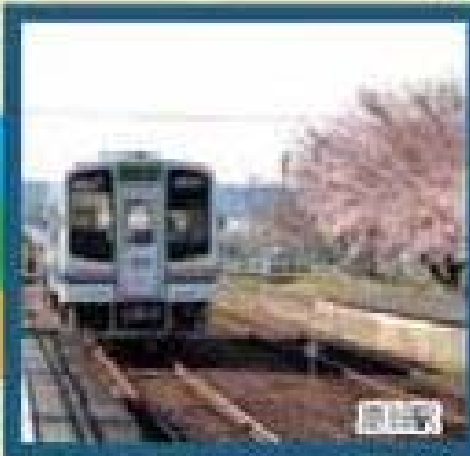
おトクな
200円
クーポン券
天電浜名湖鉄道株式会社
乗車券1枚につき
200円クーポン
天電浜名湖鉄道株式会社

- ①掛川花鳥園 ②小國神社ことまち横丁全店 ③はままつフルーツパーク時之栖
④転車台見学ツアー ⑤天浜線オリジナルグッズ(各有人駅)
にて「200円クーポン券」としてご利用いただけます。

●掛川花鳥園、
はままつフルーツパーク時之栖は、
入場料の一部としてのご利用はできません。

四季折々の表情を持つ、天浜線をお楽しみ下さい。

天電浜名湖鉄道株式会社



<きっぷご利用についてのご案内>

- 使用時に切り捨て乗務員にお渡しください。乗賃の不足分は現金にてお支払いください。1乗車につき200円乗車券×4枚までご利用可能。おつりは出ません。また、一部券片ご利用の場合、払い戻しは出来ません。
- 当社の乗車型企画旅行(イベント列車)の参加費の一部としてお使いいただけます。
- 乗車券(普通券、定期券、回数券、団体券、貸切券、各種企画きっぷ)の購入に充当することはできません。

取付額 800円

天電浜名湖鉄道
200円乗車券
見本
天電浜名湖鉄道株式会社

天電浜名湖鉄道
200円乗車券
見本
天電浜名湖鉄道株式会社

天電浜名湖鉄道
200円乗車券
見本
天電浜名湖鉄道株式会社

天電浜名湖鉄道
200円乗車券
見本
天電浜名湖鉄道株式会社

資料6

第8号様式

浜市協第150号

平成26年9月19日

浜北区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

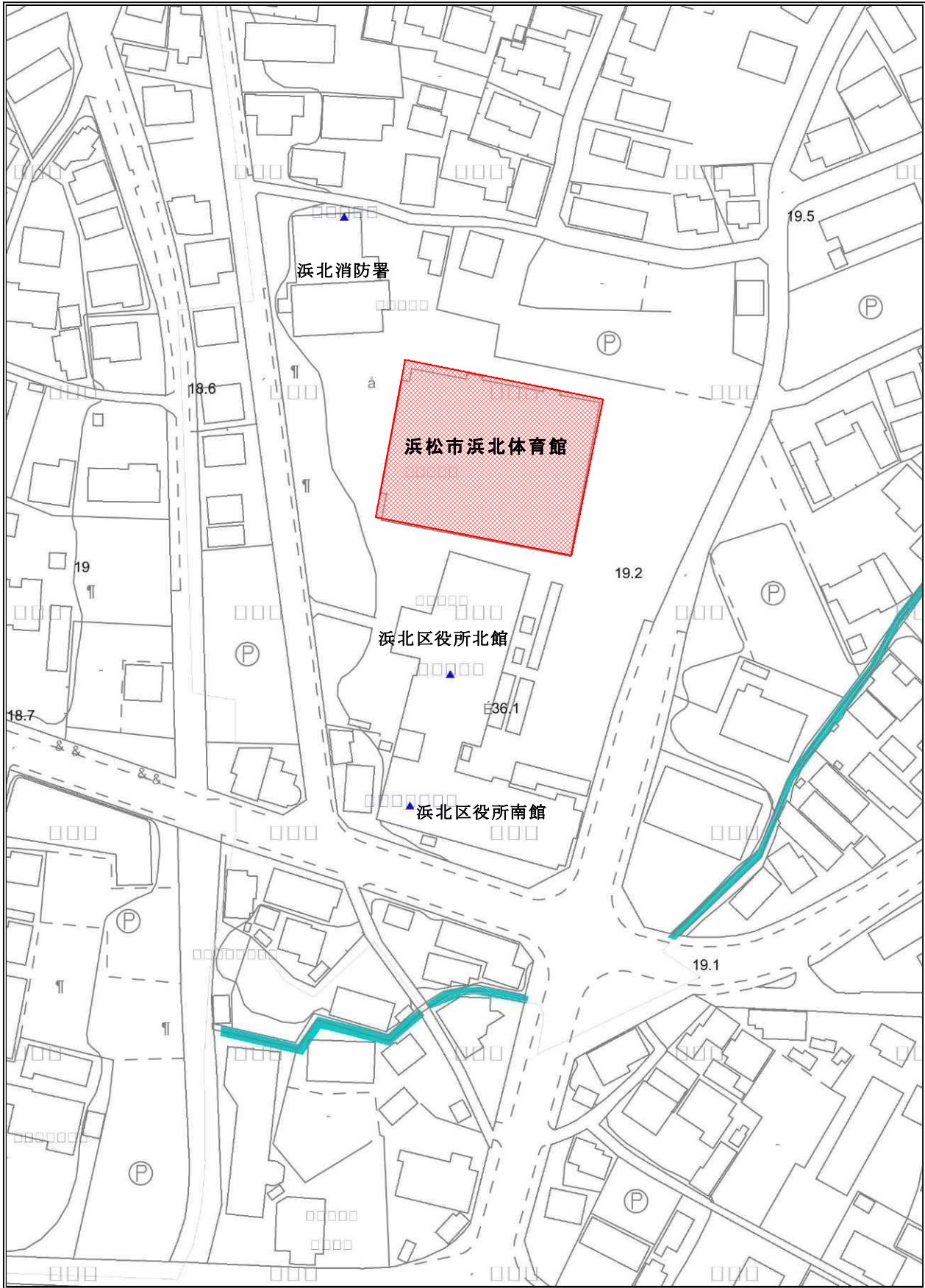
- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市浜北体育館の廃止について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：現浜北体育館は、昭和43年開館以来47年が経過し、老朽化が著しく、耐震性も劣っていることから、利用者の安全確保を第一に当該施設の廃止・継続を含めた抜本的な見直しを進めてきた。</p> <p>経緯：合併前の旧浜北市において、浜北総合体育館を建築した際、現浜北体育館を廃止する方針があり、合併後の再配置個別計画においても、その方針を継承し、耐震性の低さと周辺施設の利活用の観点から平成25年度末をもって廃止を決定した。しかし、区協議会をはじめ、多くの区民から代替施設建設の強い要望が寄せられ、協議検討を重ねた結果、現浜北体育館の廃止を1年間延長し、その場所に新体育館を建設する方針を決定した。</p> <p>現状：前述の方針決定を受け、現浜北体育館は、一旦、平成26年度末をもって廃止すべく、条例の一部改正を行う。なお、今後、新体育館の利用方法や料金等は供用開始までに条例等で定めていく。</p> <p>課題：現浜北体育館の供用廃止から新体育館の供用開始までの利用者の代替施設確保の協力と供用開始及び供用開始後の利用方法等、市民への周知を適切に進めていく。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	浜松市浜北体育館を、条例の一部改正により平成27年3月31日をもって廃止する。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 平成26年10月 今後の予定：市議会に条例改正案提出（平成26年11月） 解体工事 平成27年度（工期：4.5ヶ月） 新築工事 平成27～28年度（工期：12.0ヶ月）				
担当課	浜北区・まちづくり推進課	担当者	生熊 義憲	電話	585-1116

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



縮尺 1 : 1500

0 12.5 25 50 75 100m

「地形図の測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである」(1/2500地形図承認番号:平17部公第351号)、(1/10000地形図承認番号:平17部公第247号)

資料7

第8号様式

浜市協第 139 号

平成 26 年 9 月 8 日

浜北区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第 9 号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第 9 号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 27 年度浜北区役所費予算要求の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)					
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	平成 27 年度浜北区役所費の予算要求の概要について 諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 平成 26 年 10 月				
担当課	浜北区振興課	担当者	野中 敬	電話	5 8 5 - 1 1 4 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成27年度 浜北区役所費 予算要求の概要

浜北区役所

(単位：千円)

費用項目	27年度 当初予算要求額 (単位：千円)	26年度 当初予算額 (単位：千円)	事業の内容	27年度当初予算要求の 主な増減内容等
浜北区役所費	530,378	248,743	※職員の人件費等は除く。	
区管理運営事業	82,235	73,353	庁舎、公用車の維持管理等に要する経費	旧大平小学校倉庫化 染地台旧小学校用地草刈り
浜北区役所移転整備事業	282,147		浜北区役所の移転整備に要する経費	来客用駐車場整備 なゆた・浜北改修設計
協働センター管理運営事業	37,016	38,428	浜名、北浜南部、中瀬、亀玉協働センターの維持管理に 要する経費	H26臨時事業があったた め
収入印紙売りさばき事業	10,000	10,000	浜北区役所での登記関係証明用収入印紙の売りさばきに 要する経費	
区協議会運営事業	253	207	区協議会の開催等に要する経費	
行政連絡文書配布事業	32,974	30,965	広報紙等の配布を浜北区自治会連合会に委託する経費等	世帯増加を見込み増額
自治会振興事業	57,081	67,248	自治会集会所整備助成、防犯灯設置維持管理助成	H26自治会集会所整備助成 新築2件。H27は新築がない ため。
地域力向上事業	19,763	19,633		
市民提案による住みよい地域づくり助成事 業（補助金）	3,700	3,700	住みよい地域を実現するため、団体の提案に基づき、団 体が主体的に取り組む事業に対し助成する事業	
区民活動・文化振興事業	12,796	12,683	地域の活性化や文化振興のため、市民協働により実施す る事業	
区課題解決事業	3,267	3,250	区内の課題を解決するため、市民協働により実施する事 業	
遠州はまきた飛竜まつり開催事業	5,000	5,000	遠州はまきた飛竜まつりの警備、会場設営等に対する負 担金	
浜北万葉まつり開催事業	3,909	3,909	万葉まつり及び関連イベントを開催するための経費	

27年度当初予算要求額は平成26年9月25日現在の額であり、変更になる場合があります。

平成27年度 地域力向上事業・区大事業について

浜北区役所
(単位：千円)

事業名	27年度 当初予算要求額 (単位：千円)	26年度 当初予算額 (単位：千円)	事業の内容	27年度当初予算要求の 主な増減内容等
地域力向上事業	18,899	19,633		
市民提案による住みよい地域づくり助成事業(補助金)	3,700	3,700		
区民活動・文化振興事業	11,932	12,683		
浜北区市民文化祭開催事業	1,508	1,508	市民の生涯学習・芸術文化活動成果の発表と鑑賞のため、絵画などの作品展示、舞踊などの舞台発表等を実施する。	
私の浜北発表会	149	118	子ども達の発表会を開催する。(区協議会の提言を事業化)	
ふるさと再発見事業	401	401	浜北区内の歴史的・文化的な資源の掘り起こしのために、文化財等を活用したイベント開催等を行う。	
浜北産業祭開催事業(負担金)	5,000	5,000	地域の商業、工業、農業などの企業・団体等の出展を行う。併せて集客イベントを開催する。	
地域スポーツ振興事業	1,289	1,682		
なわとび検定会	88	144	市民を対象になわとび検定を実施する。	
市民ラジオ体操会	70	164	市民に呼び掛けラジオ体操会を実施する。	
はまきた歩け歩け運動	327	406	浜北北部の岩水寺・浜北森林公園を通るおよそ10kmのコースを歩くスポーツイベントを開催する。	
地域スポーツクラブ交流会	0	82	浜北区内のスポーツクラブの人たちを集め、スポーツ等で交流を図る。	自主事業化

浜北森林公園ロードレース ※26年度は別掲	278	273	健康増進と競技力向上を目指し、浜北森林公園内でロードレースを実施する。	
はまきたスポーツ交流会	526	562	浜北区内のスポーツ少年団の子どもたちを集め、スポーツ等で交流を図る。	
その他運動用具購入	0	51	運動用具購入	
浜北青少年健全育成事業	1,184	1,184		
エルネットファミリー	482	483	小学生を対象に、科学的学習、風習や伝統的な行事の体験、工場見学など、偏りのない幅広い体験学習を実施する。	
青少年活動推進	342	342	青少年指導者養成講座の実施、広報誌「青少年の窓」の発行、他の青少年活動への支援・協力を行う。	
小中学生体験学習	158	158	1泊2日キャンプの開催とクリスマスに合わせた作品の製作を行う。	
小学校地域ホームステイ	105	104	区内小学生を対象に、区内の一般家庭へのホームステイを行う。	
星を見るつどい	97	97	星座の紹介、星空ミニコンサート、望遠鏡の使い方などの学習を行う。	
みどりのまち推進事業	2,401	2,790		
浜北植木まつり支援事業（負担金）	545	545	植木、園芸関係資材及び農畜産物の展示・即売会や催し物を開催する。	
はまきたグリーンフェスタ開催事業	1,200	1,200	植木や花苗オークション、押し花教室、木工教室、コンサート、緑の募金、子供縁日などを開催する。	
入学記念樹贈呈事業	206	206	浜北区内の小学校及び特別支援学校入学児童へ入学記念樹を贈呈し、みどりのまち浜北を啓発する。	
みどりを守り育てる運動	450	741	町内会等が実施する公園や遊園地などの緑地管理（除草、施肥等）に対する報償金（15円/㎡以内）を交付する。	一部を公園課に移管

	アダプトプログラム	0	98	公園の美化活動に取り組んでいるアダプトプログラム（養子縁組制度）の活動の支援として消耗品等を配布し、また保険料の支払い等を行う。	公園愛護会へ移行
区課題解決事業		3,267	3,250		
健康づくり事業		267	250	健康意識の啓発を図るため、市のイベント会場(浜北区内)で健康づくりの普及啓発事業を実施する。	
浜北駅前活性化事業		3,000	3,000		
飛竜まつり駅前イベント		1,780	1,780	遠州はまきた飛竜まつり開催に合わせ、なゆた・浜北駅前広場で飛竜太鼓の演奏やよさこい踊り、ミニ凧の展示などを行う。	
浜北駅前にぎわい創出イベント		1,220	1,220	なゆた・浜北駅前広場で地域活性化のイベントを開催する。	
遠州はまきた飛竜まつり開催事業（負担金）		5,000	5,000	浜北凧揚げ、飛竜火まつり等各種イベントを開催する。	
浜北万葉まつり開催事業		3,909	3,909	「こどもまんようまつり」「万葉まつり」「万葉コンサート」「椿まつり」を開催する。	

※27年度当初予算要求額は平成26年9月25日現在の額であり、変更になる場合があります。

資料 7-2

平成26年9月1日(月)記者発表資料

(単位:千円)

	事業	補正前	補正額	補正後
総務費	3 市民協働センター管理運営事業	41,320	5,648	46,968
	<p>諸 指定管理施設特定収入 410 0 410</p> <p>一 般 財 源 40,910 5,648 46,558</p> <p>・事業内容</p> <p>市民協働センターが入居する複合施設「ウイステイリアE-one」共用部分の大規模修繕工事に対する管理規約に基づく市負担金</p> <p>全体工事費 97,848千円(工期:平成26年11月～平成27年5月(予定))</p> <p>市負担分 23,823千円(持分割合に応じた負担額)</p> <p>うち、市民協働センター(1、2階) 18,367千円(総務費)</p> <p>ひきこもりサポートセンターこだま(3階) 5,456千円(衛生費)</p> <p>・補正理由</p> <p>平成26年7月23日の管理組合臨時総会で工事の実施が決定され、11月に管理組合と施工業者との契約が予定されていることによる負担金の追加</p> <p>・補正内容</p> <p>負担金補助及び交付金 5,648千円(皆増)</p> <p>・債務負担行為</p> <p>事 項 ウイステイリアE-one大規模修繕工事費負担金</p> <p>期 間 平成26年度から平成27年度まで</p> <p>限度額 16,490千円(H27:16,490千円)</p> <p>総務費分12,719千円、衛生費分3,771千円</p>			
	4 浜北区役所移転整備事業	0	2,957	2,957
	<p>一 般 財 源 0 2,957 2,957</p> <p>・事業内容</p> <p>現庁舎の老朽化に伴い、公共施設を集約、有効利用するとともに、利用者の利便性の向上、副都心としての地域の活性化を図るため実施する浜北区役所のなゆた・浜北への移転に際し、新たに来庁者駐車場を整備するもの</p> <p>整備予定台数:約70台分</p> <p>平成26年度 用地交渉</p> <p>平成27年4月～ 駐車場用地取得、駐車場整備</p> <p>平成28年4月～ なゆた・浜北施設改修工事</p> <p>平成28年10月 なゆた・浜北での業務開始予定</p> <p>・補正理由</p> <p>来庁者駐車場の用地取得に必要な測量費などの追加</p> <p>・補正内容</p> <p>役務費 410千円(皆増) 不動産鑑定手数料</p> <p>委託料 2,547千円(皆増) 用地測量費</p>			